

保健だよりでお知らせしました。昨年、吉田町内で配付されたものです。

吉教学第1584号
令和2年11月2日

町立小中学校児童生徒の保護者様

学校教育課長

インフルエンザによる出席停止の様式変更について

令和2年11月1日より、インフルエンザの登校許可証明書取得に伴う家庭や医療機関の負担軽減及び感染症の拡大を防ぐため、出席停止に係る様式を変更し、今後は、別紙様式の「インフルエンザ罹患証明書」と保護者等による体温測定等の「経過報告書」により、登校再開の判断を行うこととします。

なお、様式の変更はインフルエンザの場合のみとなります。その他の感染症の出席停止は従来の形式での対応となりますので御承知おきください。

記

- 1 対応 下表のとおり
- 2 実施時期 令和2年11月1日から運用開始
- 3 その他 児童生徒1人につき「インフルエンザ罹患証明書」を1枚配布します。各御家庭で保管し、必要に応じてお使いください。

	【従来】登校許可証明書	【変更後】罹患証明書
1	インフルエンザが疑われる症状の発症 ↓ 医療機関を受診、インフルエンザの診断	インフルエンザが疑われる症状の発症 ↓ <u>医療機関を受診する際、「インフルエンザ罹患証明書」を持参する。</u> <u>診断結果がインフルエンザの場合、医師に「インフルエンザ罹患証明書」を記入してもらう。</u>
2	インフルエンザに罹患した旨、学校に連絡する。	インフルエンザに罹患した旨、学校に連絡する。
3	学校で「出席停止通知書及び登校許可証明書」をもらう。	—
4	自宅安静。保護者は解熱するまで家庭で体温測定等の健康観察を行う。	自宅安静。保護者は解熱するまで、毎日家庭で午前・午後の体温測定を行い、罹患証明書（経過報告書）に記録する。（記入例を参考）
5	発症後5日かつ解熱後2日を経過したところで、再度医療機関を受診し、医師に「登校許可証明書」を記入してもらう。	<u>発症後5日かつ解熱後2日を経過したところで、罹患証明書（経過報告書）に署名・捺印する。</u>
6	登校時に「登校許可証明書」を学校に提出する。	<u>登校時に「インフルエンザ罹患証明書（経過報告書）」を学校（担任）に提出する。</u>
7	—	学校から、「出席停止通知書」をもらう。

※「インフルエンザ罹患証明書」は、別紙様式を使う、学校からもらう、吉田町ホームページから印刷のいずれかにより用意してください。不明な点は学校へお問い合わせください。

担当 教育総務部門

電話 33-2151